

# 国及び県の主な取組状況(子どもの貧困対策関連)

資料6

	教育の支援	生活の支援	就労支援	経済的支援
乳幼児期	○幼稚園就園奨励費補助	○家庭訪問等を通じた生活習慣や養育相談等 ○保育所の保育料減免(生活困窮世帯) ○保育所の優先入居(⇒ひとり親家庭) ○ヘルパー派遣などによる子育て、生活支援の実施(⇒ひとり親家庭)		○子ども医療費助成(通院、入院) ○ひとり親家庭への認可外保育施設利用料助成(一括交付金事業/26,400千円)
小・中学校期	○教育扶助(基準額、教材代、学習支援費等) 【子どもの学習支援】 ○子どもの学習支援事業(⇒要保護世帯) ○子育て総合支援モデル事業(⇒準要保護世帯)(一括交付金事業/102,204千円) ○学習支援ボランティア事業(⇒ひとり親家庭) ○児童入所施設措置費 学習塾費 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】 ○学校支援地域本部 ○放課後子ども教室 ○土曜日の教育活動推進プラン 【教育費の負担軽減策】 ○義務教育段階の就学援助(⇒要保護・準要保護世帯) 【学校におけるケア】 ○スクールカウンセラー等活用事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業			○子ども医療費助成(入院)
高校生期	○生業扶助(高等学校就学費) 【子どもの学習支援】 ○子育て総合支援モデル事業(再掲) ○学習支援ボランティア事業(再掲) 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】 ○土曜日の教育活動推進プラン(再掲) 【教育費の負担軽減策】 ○高等学校等就学支援金制度 ○高校生等就学給付金			○高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の就労や早期脱却に資する経費を収入認定から除外
支援を要する子ども若者		【ニート、ひきこもり、不登校等支援】 ○子ども・若者総合相談センター事業(県単独事業/49,439千円) ○子ども・若者社会適応促進事業(県単独事業/7,500千円) ○地域・子ども若者支援活動補助事業(県単独事業/10,000千円)	【生活困窮者自立支援制度】 ○生活困窮者就労準備支援事業等(補助事業/3,420千円) 【若年無業者への支援】 ○若年無業者職業基礎訓練事業 ○若年者定着支援実践プログラム事業	
保護者	【特別支援教育就学奨励費】 ○特別支援教育就学奨励費(負担金、補助金、交付金)	【生活困窮者自立支援制度】 ○自立相談支援事業(補助事業/63,000千円) ○住居確保給付金(補助事業/5,500千円) ○一時生活支援事業(補助事業/4,176千円) 【ひとり親家庭の自立支援】 ○母子家庭等生活支援モデル事業(一括交付金事業/59,651千円) ○母子自立支援員による相談支援 ○母子生活支援施設 ○県営住宅の優先入居	○就労自立給付金の創設 ○就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業の創設 【ひとり親家庭の自立支援】 ○ひとり親家庭技能習得支援事業(一括交付金事業/23,000千円) ○母子家庭等就業・自立センター事業の推進 ○母子自立支援プログラムの策定 ○ひとり親家庭の能力開発等のための給付金の支給(高等技能訓練促進費) ○公共職業訓練における母子家庭の母等の職業的自立促進コースの実施	○児童手当の支給 【ひとり親家庭の自立支援】 ○児童扶養手当の支給 ○母子寡婦福祉資金の貸付 ○養育費相談支援センターによる養育費の取り決めや養育費確保に関するサポート ○母子及び父子家庭等医療費助成事業

## 「教育の支援」に関する国及び県の主な取組

(単位:千円)

	事業名	H27事業費 (〇書きは、H26)	事業概要
1	幼稚園就園奨励費補助	—	○幼稚園と保育所の負担の平準化、低所得者世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を図る。
2	教育扶助 生業扶助	—	○義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品、通学用品等の支給 ○生業扶助のうち、高等学校等就学費として、学用品費や通学用品費等の支給
3	子どもの健全育成事業	28,918	○生活困窮者世帯(主に要保護世帯)の子どもたちへ学習支援を実施。 ※下記2の子育て総合支援モデル事業と一体的に5町村で実施
4	子育て総合支援モデル事業	101,877	○準要保護世帯の子どもたちへ学習支援を実施。(西原町、南風原町、与那原町、嘉手納町、北谷町) ○高校3年生を対象とした「大学等進学促進事業」を那覇市、沖縄市の2箇所で開催。
5	学習支援ボランティア事業	1,390	○ひとり親家庭の児童の学習を支援するため、大学生等のボランティアを家庭に派遣する。
6	児童入所施設措置費	—	○児童入所施設又は里親の措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童の学習塾に必要な授業料等の実費
7	学校支援地域本部事業	51,497	○中学校区を基本単位に地域コーディネーターを配置し、地域人材を活用したボランティアにより学習支援や部活動指導、環境整備、登下校支援など、学校への支援活動を行う。
8	放課後子ども教室推進事業	33,867	○全小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全、安心な活動拠点を設ける。(体験活動、学習支援、遊び、交流など)
9	家庭教育支援事業	2,106	○地域での家庭教育支援コーディネーターとなる人材を育成し、コーディネーターを中心とした支援チームを編成したうえで、学校・家庭の問題を地域で支援していく。
10	土曜日の教育支援体制等構築事業	2,550	○体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育支援体制等の構築を図る。
11	就学援助制度	(1,995,443)	○教育基本法、学校教育法等の趣旨に基づき、市町村が、経済的理由により就学が困難と認められる小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、学用品費等、医療費、給食費を援助する制度
12	高等学校等就学支援金制度 高等学校等就学給付金	—	○授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯の生徒に対して奨学のための給付金を交付する。
13	スクールカウンセラー等活用事業	140,873	○不登校やいじめその他問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置する。
14	スクールソーシャルワーカー活用事業	37,687	○児童生徒を取り巻く環境の改善を図るため、教育と福祉の両面において専門的な知識・技術を有し、関係機関等と連携・調整するコーディネーターとしてスクールソーシャルワーカーを配置する。
15	特別支援教育就学奨励費	—	○障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するための負担金、補助金、交付金

# 幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組）（幼稚園就園奨励費補助）

（平成25年度予算額 23,538百万円）  
 平成26年度予算額 33,905百万円  
 （対前年度 10,367百万円増）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。平成26年度については、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費補助」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行う。

※幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。

## 1. 低所得世帯の保護者負担軽減

保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にする。

（無償となるよう、保育料の全国平均単価「公立：79,000円、私立：308,000円」まで補助を可能にする。）

（階層区分）	（26年度）
<b>【公立】生活保護世帯</b>	79,000円（59,000円増）保護者負担を無償
市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 （年収約270万円まで）	20,000円（前年度同額）
<b>【私立】</b>	
第Ⅰ階層：生活保護世帯	308,000円（78,800円増）保護者負担を無償
第Ⅱ階層：市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯を含む） （年収約270万円まで）	199,200円（前年度同額）
第Ⅲ階層：市町村民税所得割課税額 （77,100円以下）世帯（年収約360万円まで）	115,200円（前年度同額）
第Ⅳ階層：市町村民税所得割課税額 （211,200円以下）世帯（年収約680万円まで）	62,200円（前年度同額）

※ 金額は、第1子の場合の補助単価(年額)

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

## 2. 多子世帯の保護者負担軽減の拡充

保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する。

### ●幼稚園に同時就園している場合

第2子 0.5（所得制限を撤廃）

第3子以降 0.0（所得制限を撤廃済）

### ●小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

第2子 0.75 → 0.5

（保護者負担を半額、所得制限を撤廃）

第3子以降 0.0（所得制限を撤廃）

※ 数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※ 無償となる保育料の上限は、保育料の全国平均単価（公立：79,000円、私立：308,000円）

## 幼稚園と保育所の保育料の比較(3歳以上児:年額)

- 幼稚園の保育料は、平均保育料等(公立施設年額7万9000円、私立施設年額30万8000円)から、所得階層区分ごとの幼稚園就園奨励費補助金額(国の基準額・第1子の場合)を引いた額が利用者負担額となる。
- 保育所の保育料は、各市町村において、国の基準を参考に、所得に応じた利用者負担額を設定している。
- ※いずれも、所得区分の細分化や補助単価の引き上げ(額の引下げ)等を行っている市町村もある。

(単位:円)

公立幼稚園		私立幼稚園		保育所	
階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料
I	生活保護世帯 ↓ 0	I	生活保護世帯 ↓ 0	I	生活保護世帯 0
	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	II	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	II	市町村民税非課税世帯 72,000
270万円～		79,000	III	270万円～	III
	IV		360万円～	IV	330万円～ 324,000 (保育単価限度)
				V	470万円～ 498,000 (保育単価限度)
	就支 園給 奨対 励象 費外		就支 園給 奨対 励象 費外	VI	640万円～ 696,000 (保育単価限度)
				VII	930万円～ 924,000 (保育単価限度)
	VIII		1,130万円～ 1,212,000 (保育単価限度)		

(平成26年度予算額ベース)

※保育所の保育料については、上記の保育料より各地域区分ごとの保育単価が下回る場合はその保育単価を限度とする。

## 教育扶助について

- 教育扶助は主に下記のものを言う。
  - ・義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品
  - ・義務教育に伴って必要な通学用品
  - ・学校給食その他義務教育に伴って必要なもの※教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」により無償給与されるので本制度の扶助は要しない。
- 教育扶助の内容は、保護の基準において「基準額」「教材代」「学校給食費」「通学交通費」に分けて示されている。  
このうち、「基準額」以外はすべて実費支給となっている。
- 教育扶助基準・・・小学校2, 210円、中学校4, 290円  
(その他給食費などの実費)
- 「基準額」は、学用品その他全ての学校、生徒において共通的、平均的に必要となる費用を定めたものであり、学校差、個人差の多いクラブ活動関係費用及びワークブック和洋辞書、副読本的図書等の書籍類については、個別の需要に即応すべく教材代として実費支給で対応することとしている。
- 教育扶助については、その支給方法について、本人(児童・生徒)親権者等のほか学校長に対して交付することができることとされている。

## 生業扶助について

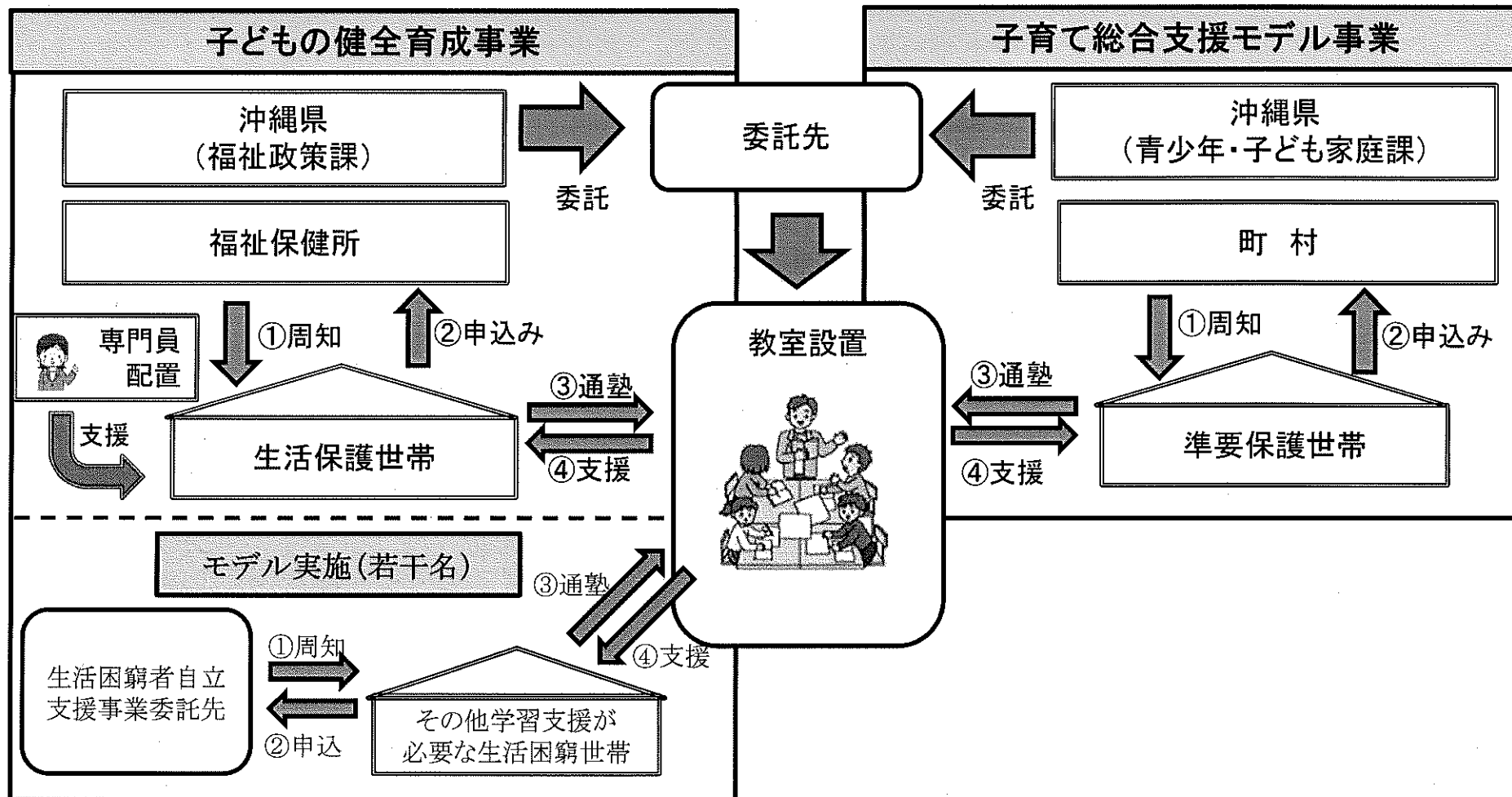
高等学校等就学費の項目は下記の通り全部で7項目あります。

- ①基本額(月額)
  - ②教材代
  - ③授業料
  - ④入学料及び入学考査料
  - ⑤通学のための交通費
  - ⑥学習支援費(月額)
  - ⑦学級費、生徒会費及びPTA会費等(月額)
- 基本額(月額)  
学用品費、通学用品費、社会見学等の教科外活動費、部活動費、芸術や体育で使用する教材費等の購入に要する費用に充てるために支給される。  
支給額は5,450円/月
  - 教材代  
正規の授業で使用され、当該授業を受ける全生徒が購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典の購入に要する費用に充てるために支給される。
  - 入学料及び入学考査料(受験代)  
公立高校に入学するために必要な入学料及び入学考査料(受験代)に要する費用に充てるために支給される。
  - 通学のための交通費  
通学に必要な交通費に充てるために支給される。
  - 学習支援費(月額)  
学校指定の教材以外で個人で購入する学習参考書等の購入費及び課外のクラブ活動費に要する費用に充てるために支給される。  
支給額は5,150円/月
  - 学級費、生徒会費及びPTA会費等(月額)  
学校教育活動のために必要な学級費、生徒会費及びPTA等に充てるために支給される。  
支給額は1,960円/月

# 平成27年度 生活困窮世帯への学習支援スキーム(沖縄県子ども生活福祉部)

## 【事業目的】

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うことで、学習意欲や学力の向上及び社会性の育成を図り、貧困の連鎖を防止することを目的とする。



## 県および市の学習支援事業の実施状況

### 【県事業】

No.	教室名	平成23年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		生活保護世帯	生活保護世帯	準要保護世帯	生活保護世帯	準要保護世帯	生活保護世帯	準要保護世帯	生活保護世帯	準要保護世帯
1	嘉手納町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	北谷町				○	○	○	○	○	○
3	西原町		○		○	○	○	○	○	○
4	南風原町		○		○	○	○	○	○	○
5	与那原町								○	○
設置教室数		1町	3町		4町		4町		5町	

### 【市事業】

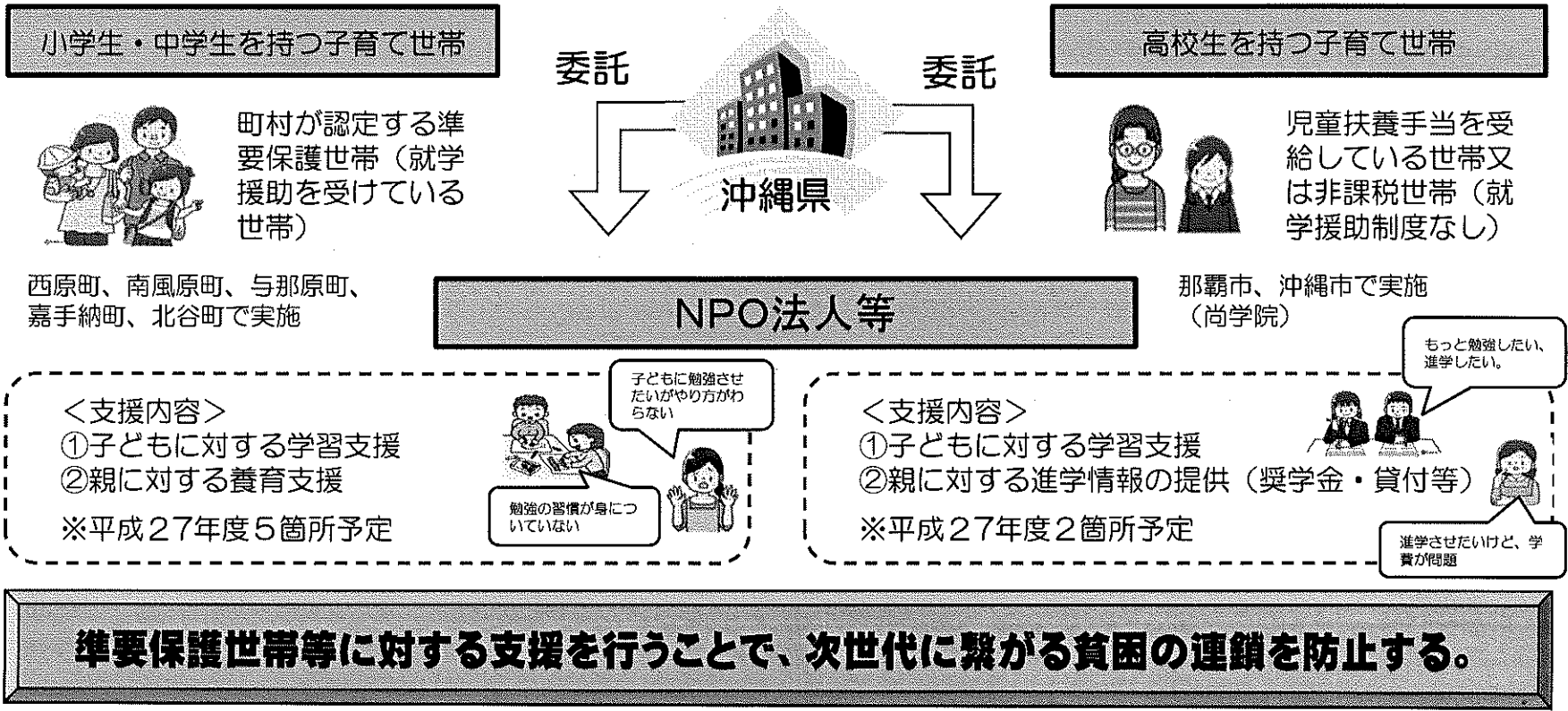
No.	実施団体	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1	那覇市	○	○	○	○	○
2	糸満市		○	○	○	○
3	豊見城市		○	○	○	○
4	浦添市		○	○	○	○
5	宜野湾市	○	○	○	○	○
6	名護市	○	○	○	○	○
7	沖縄市			○	○	○
8	南城市			○	○	○
9	うるま市				○	○
10	宮古島市					○
合計		3市	6市	8市	9市	10市

# 37 子育て総合支援モデル事業

事業期間：平成24年度～平成28年度  
 平成28年度当初予算額 102,204千円  
 (国庫額 81,763千円、補助率8/10)

## 〔事業目的〕

- 子育て世帯の世帯所得は、300万円未満の世帯が全国6.8%に対して沖縄県は27.8%と高く（母子家庭の割合は全国1位）、親の世代の貧困が子どもの教育格差等に繋がり、次の世代の貧困に広がる「貧困の連鎖」が指摘されている。
- そのため、準要保護世帯の子ども（小中学生）や児童扶養手当の受給世帯等の子ども（高校生）に対し学習支援を行うとともに、親に対する養育支援等を行い、家庭環境の支援の充実を図る。





# 学習支援ボランティア事業

## 【事業内容】

- ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育を受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。
- このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。
- 対象者は、ひとり親家庭の児童（必要に応じ、親も対象とすることができる）。
- 学生等の確保が困難な場合、e-ラーニングなど情報通信ネットワークを活用した方法も可能。  
※母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭等生活向上事業」の中のメニューとして実施

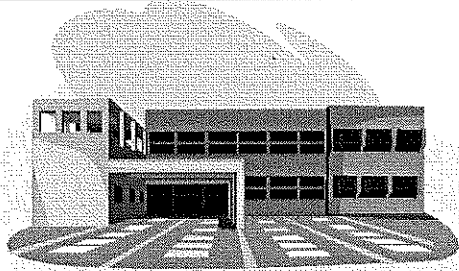
【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

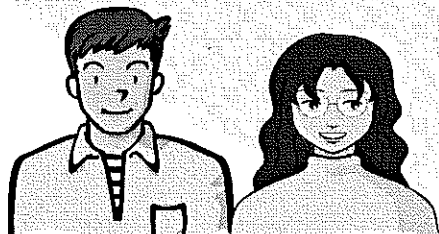
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【27年度予算】母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数



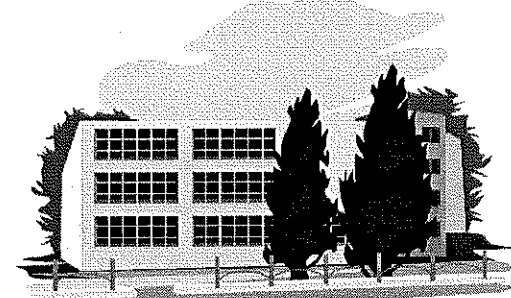
事業実施主体：都道府県・市町村  
(母子・父子福祉団体、NPO法人等に委託可)



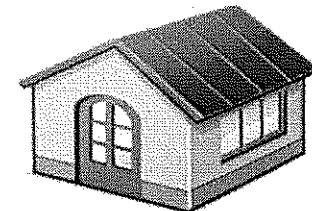
学習支援ボランティア

学習支援  
進学相談

派遣



地域の施設(学習の場)



ひとり親家庭

(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童	その児童の幼稚園就園に必要な経費	<p>次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であって、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>								
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費等 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="562 1043 965 1209"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価（月額）</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価（月額）	2,170円	4,300円	4,300円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価（月額）	2,170円	4,300円	4,300円								

(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教	その児童のその学校給食に必要な経費	<p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。 算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に加入している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。 算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。 算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児280円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。） 算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価60,970円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数 算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円×該当児童数（資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものの数）</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。</p>
--------------	--	-------------------	---

# 学校支援地域本部

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

平成27年度概算要求額57億円の内数(新規改組)

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施

学校支援地域本部

学校

支援内容や方針等についての合意形成(関係者により構成される協議会など)



(地域)コーディネーター

(活動の企画、学校・地域との連絡・調整)

学校支援ボランティア



参画

地域住民等

地域住民や児童生徒の保護者、大学生、社会教育団体、NPO、企業など地域全体で活動に参画・協力

支援・協力依頼

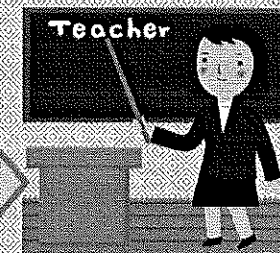
学校支援活動

【活動の例】

- 学習支援(地域未来塾)  
(中学生を対象とした原則無償の学習支援)
- 授業補助
- 部活動支援(部活動の指導補助)
- 環境整備  
(図書室や校庭などの校内環境整備)
- 学校行事支援  
(会場設営や運営等の補助)

教頭・主幹教諭等、  
学校側の窓口

教員



学校教育活動

地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

# 放課後子供教室

## ～放課後子ども総合プランの推進～

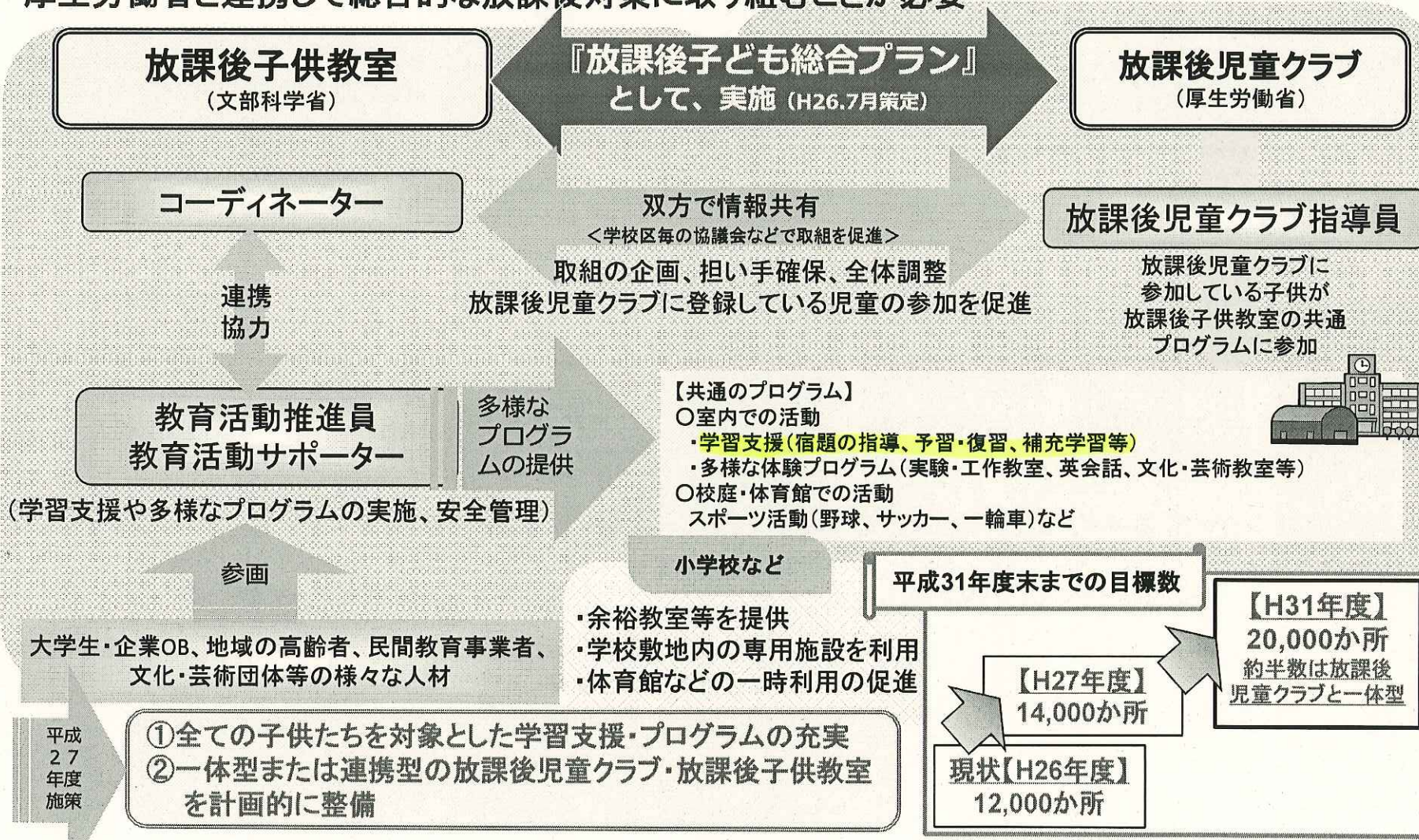
学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施

(平成26年度予算額 3,814百万円の内数)  
平成27年度予定額:4,882百万円の内数

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要



# 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

(平成26年度予算額 1,333百万円)

平成27年度予定額 1,458百万円

全ての子どもたちの土曜日の教育活動を充実するため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町村等の取組を支援することにより、教育支援に取り組む体制を構築し、地域の活性化を図る(4,850か所 → 12,000か所)(小学校・中学校・高校など)

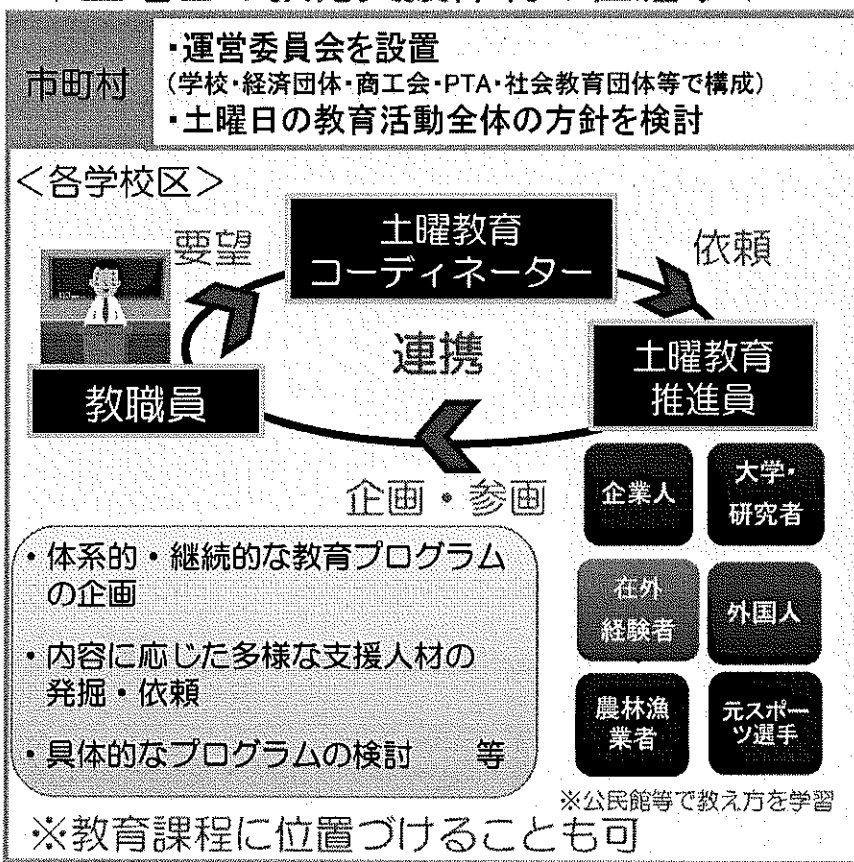
※平成26年度土曜日の教育活動を実施している学校数:約12,000か所(約4割)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの生きたプログラムを実現！

## ◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



## 社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

★算数・数学  
エンジニアによる  
使える算数・数学講座



<教員とのTTによる数学>

★理科  
研究者による科学実験教室

★外国語  
在外経験者による英会話

★総合学習  
企業等との協働による  
キャリア教育・商品開発等



<市民講師による英会話>

★文化・芸術  
文化・芸術活動団体による茶道の作法など伝統文化の良さを理解してもらうための講座

教育支援活動の実施

全ての子どもたちの土曜日の教育支援体制等の構築

# 家庭教育支援の取組（「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」で実施）

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

子育て経験者など地域の多様な人材

## 地域人材の養成

### 子育てサポーターリーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

## 連携の仕組みづくり

### 家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

#### 【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に支援内容を検討

## 家庭教育を支援する様々な取組を展開

### 学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

#### 【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子供の心の理解
- 父親の家庭教育参加促進
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



中学校内での親子携帯講座

### 情報提供や相談対応

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

#### 【支援活動例】

- 家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応
- 企業訪問による出前講座
- 空き教室を活用した交流の場づくり

## 家庭教育支援拠点機能の整備

### 家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

#### 【家庭教育支援員例】

PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

# 義務教育段階の就学援助について

## 1 就学援助の実施主体

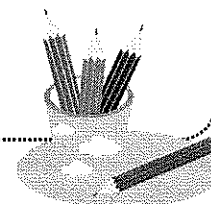
学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。

## 2 就学援助の対象者

- ① 要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(平成24年度 約15万人)
- ② 準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(平成24年度 約140万人) 【認定基準は各市町村が規定】

## 3 要保護者に係る支援

- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。【要保護児童生徒援助費補助金】
- ② 補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ 国庫補助率：1/2(予算の範囲内で補助)
- ④ 平成26年度予算額(案)：837,448千円(25年度予算：823,411千円)



## 4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

◎就学援助制度の概要

◇就学援助制度とは

教育基本法、学校教育法等で規定され、その趣旨に基づき市町村が、経済的理由により就学が困難と認められる小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、学用品費等、医療費、給食費を援助する制度

- ・教育基本法 第4条第3項 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
- ・学校教育法 第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

◇就学援助対象者と対象費目

対象学 費援助	B	学用品費等										C
	給食費	A-1 学用品費	A-2 通学用品費	A-3 校外活動費	A-4 通学費	A-5 体育実技 用具費	A-6 新入学児童生 徒学用品費	A-7 クラブ活動費	A-8 生徒会費	A-9 PTA会費	A-10 修学旅行費	医療費
要 保 護 者	<p>要保護者とは</p> <p>○現に生活保護を受けているといないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者(生活保護法第6条第2項) →実施主体:市町村 補助率:国1/2、市町村1/2</p>											
	<p>要保護者</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>生活保護受給者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>生活保護で支給される費目 A(A-1~A-9)、B</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>就学援助で支給される費目 A(A-10)、C</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>生活保護受給者以外 すべての費目が就学援助の対象 A(A-1~A-10)、B、C</p> </div> </div>											
準 要 保 護 者	<p>準要保護者とは</p> <p>○市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 →実施主体:市町村 補助率:三位一体の改革により平成17年度から一般財源化(税源移譲、交付税措置) 平成16年度までは、国1/2、市町村1/2</p>											
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p>市町村の実情に応じて実施</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 20px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; flex-grow: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭の経済的理由による児童生徒間の格差</li> <li>●市町村の財政状況等による地域間の格差</li> </ul> <p style="text-align: right;">が課題</p> </div> </div> <p>※認定基準、支給費目、支給額は市町村によって異なる(費目全てを対象としている市町村は無い)</p> <p>※支給対象の多い費目:学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、医療費、給食費</p>											



平成24年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

小中学校全体	要保護及び準要保護児童生徒数			公立小中学校児童生徒総数	就学援助率		
	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数	要保護・準要保護児童生徒数合計		要保護児童生徒	準要保護児童生徒	要保護・準要保護児童生徒合計
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)		(A) / (D)	(B) / (D)	(C) / (D)
北海道	15,501	78,843	94,344	400,235	3.87	19.70	23.57
青森	1,293	18,076	19,369	107,526	1.20	16.81	18.01
岩手	978	9,661	10,639	103,659	0.94	9.32	10.26
宮城	2,249	18,049	20,298	185,663	1.21	9.72	10.93
秋田	816	8,991	9,797	76,462	1.07	11.75	12.81
山形	307	6,257	6,564	92,533	0.33	6.76	7.09
福島	948	15,708	16,656	159,017	0.60	9.88	10.47
茨城	1,478	15,402	16,880	241,915	0.61	6.37	6.98
栃木	1,285	9,231	10,516	182,999	0.79	5.66	6.45
群馬	675	10,404	11,079	167,381	0.40	6.22	6.62
埼玉	6,856	67,683	74,539	569,517	1.20	11.88	13.09
千葉	5,272	35,945	41,217	480,120	1.10	7.49	8.58
東京	16,007	167,400	183,407	790,047	2.03	21.19	23.21
神奈川	12,499	94,326	106,825	672,971	1.86	14.02	15.87
新潟	1,251	33,735	34,986	184,050	0.68	18.33	19.01
富山	71	6,296	6,367	87,052	0.08	7.23	7.31
石川	290	12,665	12,955	96,224	0.30	13.16	13.46
福井	169	5,224	5,393	67,004	0.25	7.69	7.94
山梨	268	6,645	6,913	68,784	0.39	9.66	10.05
長野	678	18,604	19,282	179,561	0.38	10.36	10.74
岐阜	513	12,581	13,094	176,597	0.29	7.12	7.41
静岡	1,748	17,169	18,917	303,813	0.58	5.65	6.23
愛知	5,189	60,640	65,829	630,761	0.82	9.61	10.44
三重	1,246	15,929	17,175	152,160	0.82	10.47	11.29
滋賀	1,045	14,853	15,898	125,329	0.83	11.85	12.69
京都	5,949	33,040	38,989	193,426	3.08	17.08	20.16
大阪	23,600	160,281	183,881	690,101	3.42	23.23	26.65
兵庫	9,006	69,294	78,300	452,430	1.99	15.32	17.31
奈良	1,734	11,048	12,782	107,927	1.61	10.24	11.84
和歌山	669	10,640	11,309	77,779	0.86	13.68	14.54
鳥取	504	6,338	6,842	46,953	1.07	13.50	14.57
島根	384	7,520	7,904	55,507	0.69	13.55	14.24
岡山	2,090	21,973	24,063	159,364	1.31	13.79	15.10
広島	4,271	45,775	50,046	224,868	1.90	20.36	22.26
山口	1,000	26,317	27,317	110,278	0.91	23.86	24.77
徳島	913	7,985	8,898	58,453	1.56	13.66	15.22
香川	900	9,883	10,783	81,042	1.11	12.19	13.31
愛媛	1,116	11,718	12,834	112,442	0.99	10.42	11.41
高知	1,288	11,486	12,774	52,390	2.46	21.92	24.38
福岡	9,878	83,148	93,026	406,495	2.43	20.45	22.88
佐賀	378	7,918	8,296	74,128	0.51	10.68	11.19
長崎	2,212	17,664	19,876	116,219	1.90	15.20	17.10
熊本	1,505	19,344	20,849	149,914	1.00	12.90	13.91
大分	991	13,270	14,261	92,974	1.07	14.27	15.34
宮崎	1,140	12,444	13,584	93,916	1.21	13.25	14.46
鹿児島	2,331	26,084	28,415	138,380	1.68	18.85	20.53
沖縄	2,456	25,599	28,055	145,697	1.69	17.57	19.26
合計	152,947	1,399,076	1,552,023	9,922,963	1.54	14.10	15.64

(注) 要保護児童生徒については、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

就学援助受給者数と受給率の推移〔学用品費等〕

\* 沖縄県と全国の10年間の比較

	沖縄県		全国		受給率の比較 沖縄県-全国 (ポイント)
	要保護・準要保護合計 (人)	受給率 (%)	要保護・準要保護合計 (人)	受給率 (%)	
平成15年度	19,523	12.63	1,255,598	11.85	0.78
平成16年度	19,856	13.01	1,336,827	12.76	0.25
平成17年度	20,093	13.26	1,376,863	13.20	0.06
平成18年度	20,867	13.81	1,411,072	13.58	0.23
平成19年度	21,490	14.30	1,422,482	13.75	0.55
平成20年度	22,660	15.15	1,436,161	13.93	1.22
平成21年度	22,795	15.34	1,488,113	14.51	0.83
平成22年度	25,206	17.10	1,551,083	15.28	1.82
平成23年度	26,894	18.31	1,567,831	15.58	2.73
平成24年度	28,055	19.26	1,552,023	15.64	3.62

## スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割等

### 趣旨

学校における教育相談体制の整備・充実を図る。

### 役割等

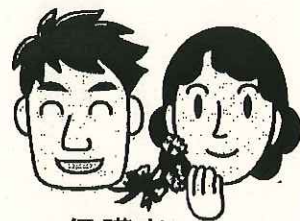
	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
人 材	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者
主な資格等	臨床心理士、精神科医等	社会福祉士、精神保健福祉士等
手 法	カウンセリング(子供の心のケア)	ソーシャルワーク(子供の置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛け)
配 置	学校、教育委員会等	教育委員会、学校等
主な職務内容	①児童生徒へのカウンセリング ②教職員に対する助言・援助 ③保護者に対する助言・援助 ④ストレスマネジメント等の予防的対応 ⑤事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア 等	①問題を抱える児童生徒が置かれている環境への働き掛け ②福祉関係の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内のチーム体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤教職員等への研修活動 等

# スクールカウンセラー配置事業

義務教育課  
H27=140,873千円  
1/3 国庫補助

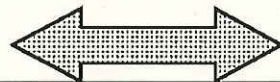
学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラーは、児童生徒の心のケアやカウンセリング、保護者や学校職員に対して、基本的な児童生徒理解や教育相談の在り方等について、助言・援助を行う。

このような活動を通して、不登校やいじめその他問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図る。



保護者

助言・援助

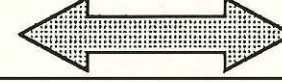


☆ 子どもへの接し方等についての助言・援助

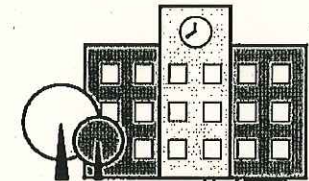
スクールカウンセラー



助言・援助

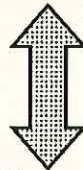


☆ 子どもへの接し方等についての助言・援助  
☆ 研修会等におけるカウンセリング技法等の助言・援助



学校職員

相談



☆ 心のケアやカウンセリング  
☆ 日常的な学校生活での声かけ、相談活動等



児童生徒

スクールカウンセラーの配置事業

年度	併置校数	併置人員
H 27	総数 377校	96人

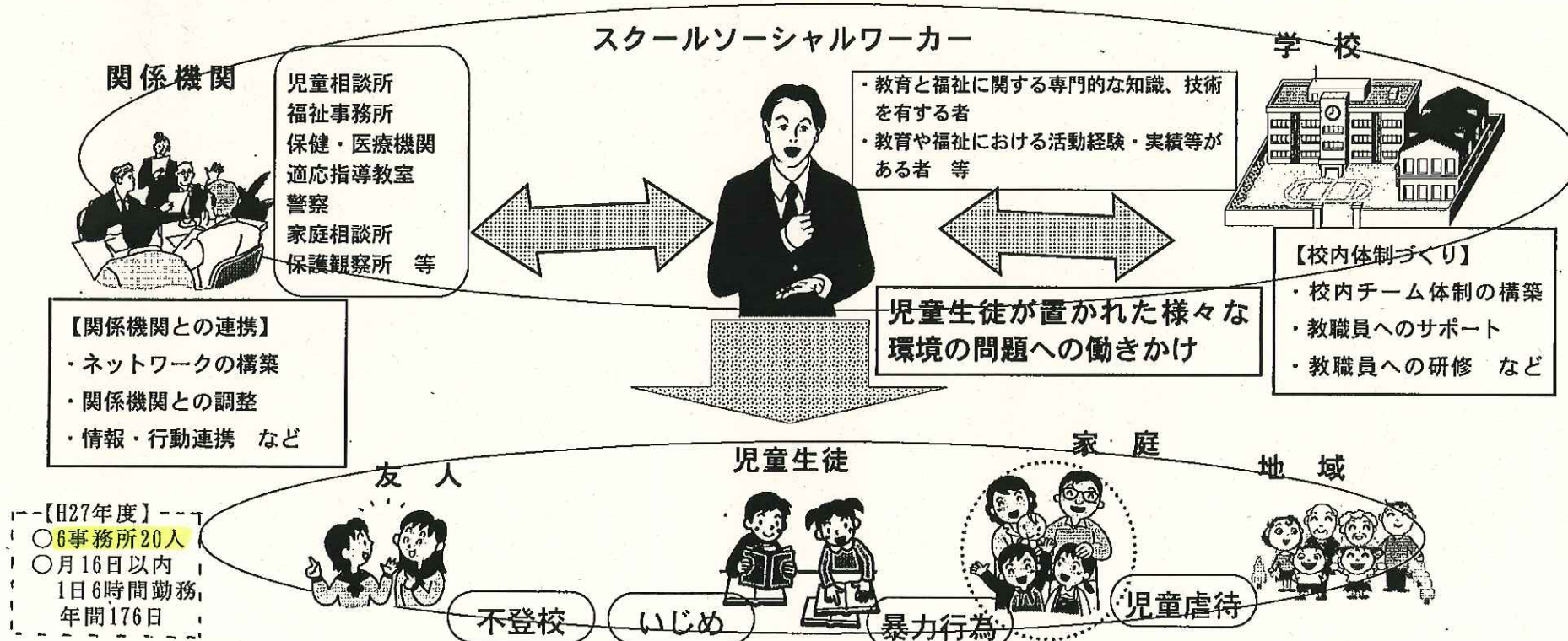
# スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業

義務教育課  
H27=37,687千円  
国補助(1/3)

問題行動の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っている。

- そのため、
- ① 関係機関等と連携・調整するコーディネーター
  - ② 児童生徒が置かれた環境の問題(家庭、友人関係等)に働きかけること
- 等が求められている。

スクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の両面において、専門的な知識・技術を有するとともに、学校、家庭、地域等、児童生徒にかかわる全ての背景や状況を視野に入れて判断し、校内体制づくりや関係機関とのネットワークの構築など、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。  
このような活動を通して、不登校やいじめ、児童虐待等の未然防止、早期発見及び早期解決を図る。



# 高等学校等就学支援金制度・奨学のための給付金について

## 趣旨

平成26年4月から、授業料の支援である就学支援金の支給に所得制限を導入し、その財源により私立高校等の低所得者世帯への就学支援金の加算拡充を行う。また、授業料以外の支援として、国公私立高校の低所得世帯を対象とした「奨学のための給付金」制度を創設する。

## 内容

### ○高等学校等就学支援金制度

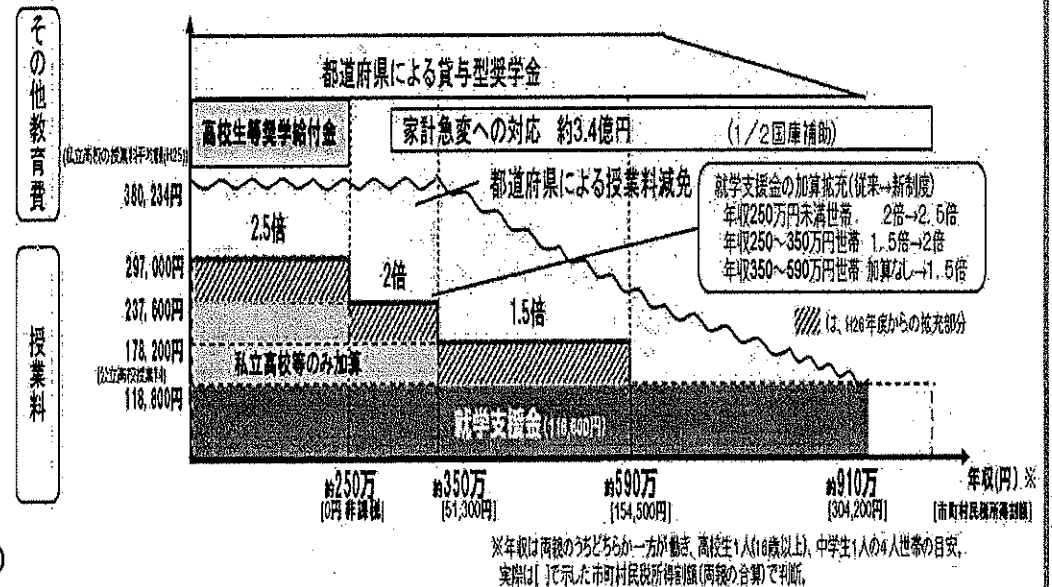
一定の所得以下（年収910万円程度）の世帯の高等学校等に在籍する生徒に対して、就学支援金として年額118,800円支給。私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて1.5～2.5倍した額を上限として支給。

### ○奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を創設し、都道府県に対して所要額を交付する。

#### <給付額>

- ・生活保護受給世帯  
：公立：年額3万2300円、私立：年額5万2600円  
（修学旅行費相当額）
- ・非課税世帯  
：公立：年額3万7400円、私立：年額3万8000円  
（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額）
- ・非課税世帯で多子世帯の第2子以降  
：公立：年額12万9700円、私立：年額13万8000円  
（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費相当額）



# ○特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成26年度予算額 10,151百万円（前年度予算額 8,403百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。  
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 負担金 平成26年度予算額 6,133百万円（平成25年度予算額 5,540百万円）  
公立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 補助金 平成26年度予算額 3,510百万円（平成25年度予算額 2,402百万円）  
公立の特別支援学校の幼稚部及び高等部並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助  
公立の小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助  
学校現場等における特別支援教育の体制整備に要する経費を補助
- 特別支援教育就学奨励費 交付金 平成26年度予算額 508百万円（平成25年度予算額 461百万円）  
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

平成26年度予算額 10,151百万円（平成25年度予算額 8,403百万円）

